定　款

令和４年３月１５日　法人設立
令和４年３月２２日　一部改正
令和４年１１月２６日 一部改定
令和７年１２月１日　一部改正

一般社団法人　日本光線力学学会

一般社団法人　日本光線力学学会定款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　当法人は、一般社団法人　日本光線力学学会　と称し、英文では JPA(The Japan Photodynamic Association)と表示する。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を　東京都港区　に置く。

（目　的）

第３条　当法人は、光線力学的診断（photodynamic diagnosis (PDD)） 及び光線力学的治療（photodynamic therapy(PDT)）に関する基礎的、臨床的研究の発展とその成果の発表、適正使用の推進及び研究者の交流を深めることを目的とする。

（事　業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１．年１回の社員総会の企画、運営及び開催

２．年１回以上の学術講演会の企画、運営及び開催

３．News Letter の発行

４．適正使用のための研修プログラムの策定及び講習会の企画、開催及び管理

５．前各号に附帯又は関連する一切の事業

（公告方法）

第５条　当法人の公告は、電子公告とする。

https://www.jpa-pdt.or.jp/

ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは、官報に掲載してする。

第２章　会員及び社員

（会員の種別）

第６条　当法人の会員は次の５種とする。

(1)　正会員

レーザー治療等に従事する医師及び研究者であり、当法人の目的に賛同する者。

(2)　学生会員

医療を志すとともに医療(研究)に関わる学生（大学生、大学院生）であり、当法人の目的に賛同する者。

(3)　名誉会員

当法人の発展に尽くし学術集会会長を務めた者、または顕著な功労のあった者について、本人の承諾を得て理事会において承認された者。

(4) 特別会員
長年に亘り当方法人に多大な功労のあった者について、本人の承諾を得て理事会において承認された者。

(5) 賛助会員
企業・団体・個人の身分によることはなく、当方法人の目的に賛同する者。また当法人の事業の一つであるがん治療最前線のインターネット対談或は討論会等に積極的に参加する者。

2 前項（1）正会員及び（2）学生会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法」という。）上の社員とする。

（入 会）

第7条 正会員、学生会員及び賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により入会の申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

（会 費）

第8条 正会員及び学生会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は年間一口１０万円以上の会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は電子公告に広告を載せることができる。

4 正会員、学生会員及び賛助会員がその資格を失ったとき、会費の未納がある場合はこれを納入しなければならない。

（名 簿）

第9条 当法人は、全会員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は居所に宛てて行うものとする。

（会員の資格喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) ２年以上会費を滞納したとき

(2) 死亡し若しくは失踪宣告又は会員である団体が解散したとき

(3) 除名されたとき

(4) 総社員の同意

2 会員は、前項により資格を喪失したときは退会するものとし、その会員が社員であるときは会員資格喪失と同時に退社するものとする。

（任意の退会）

第11条 正会員及び学生会員は、１ヶ月以上前に、当法人所定の退会届を当法人に提出して、任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2 会員が退会したときは、当該社員は退会と同時に退社するものとする。

（除 名）

第 12 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の多数による決議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与え、当該会員が除名されたときは、その旨の通知をしなければならない。

(1)　当法人の定款、その他の当法人の定める細則のその他の規則に違反したとき

(2)　当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき

２　前項の規定により会員を除名した場合は、理事長は全会員に対して、その旨を通知するものとする。

（拠出金の不返還）

第 13 条　既納の会費及びその他の拠出金は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

（資格喪失に伴う権利及び義務）

第 14 条　正会員及び学生会員が、本定款第１０条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。

（学術講演会等について）

第 15 条　学術講演会には、その年次の学術講演会を遂行する責任者及び副責任者として会長及び副会長をそれぞれ１名置く。

２　学術講演会の開催地及び開催時期については，理事会並びに評議員会の承認を受ける．

３　会長及び副会長の任期は１年とし，自分の担当する学術講演会の前年の学術講演会の終了の翌日から当該学術講演会終了の日までとする．

４　その他、学術講演会等に関して，必要な事項は理事会において定める．

第３章　　社　員　総　会

（社員総会）

第 16 条　当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（権　限）

第 17 条　社員総会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　計算書類等の承認

(4)　定款・細則の変更

(5)　解散及び残余財産の処分
(6)　社員の除名

（招　集）

第 18 条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故又は支障があるときは、副理事長が招集する。副理事長の指名がなかった場合にはあらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

２　社員総会を招集するには、法令に別段の定めがある場合を除き、会日より１週間前までに、各社員に対して招集通知を発する。

３　前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）

第 19 条　社員総会の議長は、代表理事たる理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、副理事長が当たる。副理事長の指名がなかった場合にはあらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

（定足数）

第 20 条　総会は、総社員の議決権の３分の１以上の議決権を有する社員の出席がなければ開会することができない。

（決　議）

第 21 条　社員総会の決議は、法令又は定款において特に定めるものを除き、総社員の議決権の３分の１以上の議決権を有する社員が出席し、出席社員の過半数をもって行う。

２　当法人の定款を変更する場合の他、一般社団・財団法第４９条第２項に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上をもって行う。

３　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議の省略）

第 22 条　社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第 23 条　社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第 24 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議事録の作成

に係る職務を行った理事がこれに署名又は記名押印して１０年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　　役　　員

（種類及び員数）

第 25 条　当法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　３名以上２５名以内

(2)　監事　１名以上２名以内

２　理事のうち１名を一般社団・財団法に定められた代表理事とし、理事長とする。

３　理事のうち３名を副理事長とすることができる。

４　副理事長は、理事長が理事の中から指名することができる。

（選任等）

第 26 条　理事及び監事は、社員の中から評議員の推薦を受けた者であり、社員総会の決議において選任する。

２　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

３　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務権限）

第 27 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、当法人を代表し、その業務を統轄する。

３　副理事長は、理事長を補佐するともに、理事長に事故又は支障があるときに、理事長の代わりにその職務を行う。

４　理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務権限）

第 28 条　監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)　財産及び会計の状況を監査すること

(2)　理事の業務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること

(3)　財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会及び理事会に報告すること

２　監事は、前項第３号の報告をするために必要があるときは、理事長に対し、社員総会、理事会の招集を請求することができる。

３　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任　期）

第29条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員で選任した理事の任期は、他の役員の任期の満了すべき時までとする。

３　任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解　任）

第30条　役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報　酬）

第31条　社員総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

２　前項の報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める基準による。

（日当・交通費）

第32条　社員総会の決議により、理事会に出席する理事及び監事に対して、日当、交通費等を支給することができる。

２　前項の日当、交通費等の額は、社員総会の決議により別に定める基準による。

第５章　　理　事　会

（構　成）

第33条　当法人は、理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第34条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 名誉会長及び名誉副会長の選定

(5)　評議員の選任

（理事会の決議等）

第 35 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において当該提案について加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3　前項の場合において、理事長は次の理事会でその結果を報告しなければならない。

（招　集）

第 36 条　理事会は、理事長が招集し、会日の１週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

2　理事長に事故又は支障があるときは、副理事長が招集する。副理事長の指名がなかった場合にはあらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

（議　長）

第 37 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2　理事長に事故又は支障があるときは、副理事長が当たる。副理事長の指名がなかった場合にはあらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たるものとする。

（職務の執行状況の報告）

第 38 条　理事長は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告するものとする。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、代表理事たる理事長（理事長に事故又は支障があるときは副理事長）、議事録の作成に係る職務を行った理事及び監事が署名又は記名押印し、１０年間主たる事務所に備え置くものとする。

第６章　評議員及び評議員会

（評議員）

第 40 条　当法人の事業の円滑な推進を図るため、評議員を設置することができる。

2　評議員は、会員の中から理事会が選任する。

3　理事及び監事は評議員を兼ねる。

（員　数）

第 41 条　当法人の評議員は、７５名以内とする。

（任　期）

第 42 条　評議員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した評議員の補欠は、選任しない。

（評議員会）

第 43 条　すべての評議員を構成員とする評議員会を設置する。

（評議員会の招集）

第 44 条　評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長に事故又は支障があるときは、副理事長が招集する。副理事長の指名がなかった場合にはあらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が招集する。

２　評議員会を招集するには、会日より１週間前までに、各評議員に対して招集通知を発する。

３　前項にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（評議員会の議長）

第 45 条　評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

（評議員会の決議）

第 46 条　評議員会の決議は、評議員の３分の１が出席し、その過半数をもって行う。

２　評議員が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会の権限）

第 47 条　評議員会は、理事会からの委任に基づき次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定に関する参考意見の提出

(2) 理事、監事等の役員候補者の推薦及び参考意見の提出

第７章　基　　金

（基金の拠出）

第 48 条　当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の募集）

第 49 条　基金の募集及び割当て、払込み等の手続に関しては、理事会の承認を要するものとし、別途「基金取扱規定」を定め、これによるものとする。

（基金拠出者の権利）

第 50 条　基金は、前条の「基金取扱規定」の定める日まで返還しないものとする。

（基金の返還）

第 51 条　基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法第１４１条第２項に定める額の範囲内で行うものとする。

２　基金の返還に際しては、利息を付さない。

（代替基金の積立）

第 52 条　基金の返還を行う時は、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第８章　計　　算

（事業年度）

第 53 条　当法人の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの年１期とする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第 54 条　理事長は、毎事業年度、一般社団・財団法第１２４条第１項の監査を受け、かつ同条第３項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

２　前項の場合、計算書類については、社員総会の承認を受け、事業報告書については理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第 55 条　当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の２週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不配当）

第 56 条　当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第９章　解散及び清算

（解　散）

第 57 条　当法人は、次の事由により解散する。

（１）　社員総会の決議

（２）　社員が欠けたとき

（３）　合併（合併により当法人が消滅する場合）

（４）　破産手続開始の決定

（５）　裁判所の解散命令

（残余財産の帰属）

第 58 条　当法人の清算のときに有する残余財産は、会員に分配しない。
　２　前項の場合、当法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議により決定するものとする。

第１０章　　附　　則

（細　則）
第 59 条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。
（最初の事業年度）
第 60 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和４年９月３０日までとする。
（設立時役員）
第 61 当法人の設立時役員の氏名は、次のとおりである。

設立時理事	古　川　欣　也
同	土　田　敬　明
同	臼　田　実　男
設立時監事	西　脇　由　朗
設立時代表理事	古　川　欣　也

（設立時社員の氏名及び住所）
第 62 条　当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都目黒区東が丘一丁目１６番１５号
古　　川　　欣　　也

東京都世田谷区代田四丁目２３番１３号グランフォルム東松原３０１
加　　藤　　治　　文

東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目３１番１０－５０７号
土　　田　　敬　　明

東京都杉並区和泉二丁目３７番１７号
臼　　田　　実　　男

静岡県浜松市中区和合町６４番地の２７
西　　脇　　由　　朗

（法令の準拠）

第 63 条 この定款及び当法人の定める細則その他の規則に定めのない事項については、一般社団・財団法その他法令によるものとする。

附則

１　この定款は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。

２　この定款は、令和7年11月24日開催の社員総会において承認された。
令和7年11月25日より施行する（施行日につき、本定款第２条を除く）。

３　この定款の第 2 条は、令和 7 年 12 月 1 日より施行する。